

平成29年度全国高等学校総合体育大会
新庄市実行委員会・鶴岡市実行委員会・尾花沢市実行委員会
売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、平成29年度全国高等学校総合体育大会新庄市実行委員会・鶴岡市実行委員会・尾花沢市実行委員会（以下「各市実行委員会」という。）が、平成29年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）競技種目別大会において会場区域内に設置する売店、展示ブース等（以下「売店等」という。）の管理、運営等について必要な事項を定めるものである。

2 出店許可申請

売店等の出店を希望する者は、出店許可申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、各市実行委員会に出店許可申請を行うものとする。

3 出店者の選定

売店等の出店の許可を受ける者（以下「出店者」という。）の選定に当たっては、新庄市・鶴岡市・尾花沢市のそれぞれ市内の業者で、出店を希望する者を優先することとし、次の事項に留意することとする。

- (1) 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。
- (2) 平成29年度全国高等学校総合体育大会新庄市・鶴岡市・尾花沢市開催方針に照らし、大会の出店者としてふさわしいこと。
- (3) その他、各市実行委員会が特に認めること。

4 出店許可

各市実行委員会は、申請内容及び会場区域内の設置スペース等を勘案し、大会運営に支障がないと認められる範囲において、出店者を選定し、出店許可証（様式第2号）を交付するものとする。また、出店が不許可の場合には出店不許可通知書（様式第3号）に不許可理由を記載し交付するものとする。

5 販売品目

売店等において販売を認める品目は、次のとおりとする。

(1) 食品

原則として売店等で調理又は加工を行わない次に掲げる食品で、食品衛生法等の法令に基づいて製造され、容器包装等により衛生的措置が取られたもの。ただし、（公財）全国高等学校体育連盟が契約するナショナルスポンサーによる制限を設ける場合がある。

- ア. パン類・菓子類及びアイスクリーム類
安全性が高く、衛生的に包装されたもの
 - イ. 飲料水類
密閉容器入りで衛生的なもの
 - ウ. 果実類
新鮮でカットしていないもの
 - エ. 土産品
常温において保存性のあるもの
- (2) 土産品（(1) エを除く。）
包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの
 - (3) スポーツ用品、記念バッチ類
 - (4) その他大会参加者、一般観覧者等にとって必要なもの

6 食品の販売

- (1) 食品を販売する売店等の出店を許可するにあたっては、出店場所、保管方法、取扱食品等について、所轄の保健所と協議するものとする。
- (2) 食品衛生関係法令等により、営業許可を必要とする出店者にあつては、直ちに所轄の保健所の許可を受け、その許可証の写しを各市実行委員会へ提出するとともに、売店等にはその許可証を提示しなければならない。
- (3) 食品衛生法関係法令等により、届出を必要とする出店者にあつては、直ちに所轄の保健所へ届出をし、受理印が押された届出書の写しを各市実行委員会へ提出するとともに、売店等にはその届出書を掲示しなければならない。
- (4) 食品の販売における食品衛生対策については、平成29年度全国高等学校総合体育大会県実行委員会食品衛生対策実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。
- (5) 各市実行委員会は、食品を販売する売店等に対し出店を許可したときは、実施要領に規定する計画書を各競技の大会開催日の2箇月前までに、所轄の保健所に提出するものとする。
- (6) 食中毒等、販売した食品に起因する事故が発生した場合は、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うこと。

7 出店の場所

出店の場所は、あらかじめ各市実行委員会が設置したテントのうちから指定したものとする。原則、1出店者につきテント1張り（2間×3間）とする。

8 出店の期間

出店の期間は、各市実行委員会が指定する期間とし、原則、期間中の途中開店及び途

中閉店を認めない。ただし、悪天候やその他やむを得ない事情の場合はこの限りではない。

9 出店の方法

各市実行委員会が指定する方法とする。

10 経費負担

売店等の準備、運営、撤去等に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。

11 出店料

- (1) 出店者は、別に定める出店料を所定の期日まで尾花沢市実行委員会に支払うものとする。ただし、各市実行委員会が特に認めた場合についてはこの限りでない。
- (2) 出店許可を受けた後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合は、各市実行委員会は、出店者に出品料を返還しないものとする。

12 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には、出店許可証（様式第2号）を掲示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位のあるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み及び拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- (7) 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生した廃棄物は、当日中に出店者において処分し、常に環境美化に努めること。
- (8) 出店の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- (9) 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (10) 出店者及びその従業員は、名札等を着用すること。
- (11) 売店等の設置、撤去、商品の搬入搬出の時期については、各市実行委員会の指示に従うこと。
- (12) 会場の付帯施設（電源等を含む。）の使用をしないこと。
- (13) 商品及びテント等の管理は、出店者の責任において行うこと。
- (14) 天候の悪化等の事情により、各市実行委員会がやむを得ず、危険回避のために

撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。

(15) 天災等により発生した損害についての補償の請求を一切行わないこと。

(16) 各市実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

13 許可の取消し

各市実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき又は大会の運営上支障が生じるおそれがあると認められるときは、出店許可を取り消すものとする。この場合において、各市実行委員会は出店者に出店料を返還しないものとする。ただし、出店者の責めに帰さない理由により出店許可が取り消された場合はこの限りでない。

14 損害賠償

出店者が施設等又は第三者に損害を加えたときは、出店者が、賠償の責めを負うものとする。

15 原状回復

出店者が施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき又は出店期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、各市実行委員会の検査を受けなければならない。

16 管理責任

売店における商品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害であっても、各市実行委員会は一切その責めを負わないものとする。

17 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、市実行委員会が別に定める。

附則

この要項は、平成29年 4月 1日から施行する。